

令和3年 第7回八幡浜市農業委員会総会議事録

1. 日 時 令和3年7月6日(火) 13時30分
2. 場 所 八幡浜庁舎 5階 大会議室
3. 出席委員

○農業委員

番号	氏 名	番号	氏 名	番号	氏 名
1	濱田 善純	2	川口 一英	3	菊池 眞策
4	樋田 都	5	菊池 英昭	6	西川 久美
7	堀川 貴正	8	菊池 繁生	9	鎌田 長和
10	松良 公人	11	大本 定一	12	長岡 由紀
13	比企 義一	14	曾我 和彦	15	山内 裕司
16	大和 眞二	17	河野 和弘	18	清水 稔
19	欠 席				

○農地利用最適化推進委員

- 6番 井上 仁委員
- 14番 稲垣 憲定委員

○出席職員

- 事務局長 宇都宮 久昭
- 事務局次長 菊池 二郎
- 事務局 菊池 誠晃、山口 沙織

○欠席委員

- 農業委員 19番 柴田 紳一郎委員

4. 議事日程

- 第1 会長挨拶
- 第2 議事録署名人選出
- 第3 付議案件について
- 議案第44号 農地法第3条の規定による許可申請について

5件

議案第 45 号	農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について	2 件
議案第 46 号	農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について (所有権移転)	7 件
議案第 47 号	農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について (利用権設定)	7 件
議案第 48 号	農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について (一括方式)	3 件
報告第 6 号	農地法第 18 条第 6 項の規定による届出等について	1 件
追加議案第 49 号	農業振興地域整備計画に係る変更申請に対する意見について	1 件

#### 第 4 協議・連絡事項

- ・令和 3 年度農業者年金の加入推進会議について
- ・令和 3 年度市町村農業委員等の公務災害補償制度の加入について
- ・【追加】令和 3 年度県外視察研修について
- ・第 8 回農業委員会総会について

#### 5. 会議の概要

事務局長           ただいまから、令和 3 年第 7 回八幡浜市農業委員会総会を開会致します。

                          本日の出席委員は 19 名中、18 名で総会成立の定足数に達しております。

                          欠席委員は 19 番「柴田 紳一郎委員」の 1 名です。

                          なお、本日は、推進委員から 6 番「井上 仁委員」、14 番「稲垣 憲定委員」の 2 名に出席していただいております。

                          それでは、大本会長から招集のご挨拶を申し上げます。

(大本会長挨拶)

議 長                それでは議事に入る前に、議事録署名人の選出を行いたいと思います。こちらで指名してよろしいでしょうか。

(異議なし)

議 長                それでは議事録署名人に「7 番、堀川 貴正委員」、「8 番、菊池 繁生委員」を指名します。

議長            それでは付議案件に入ります。  
議案第 44 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を上  
程致します。  
番号 24、事務局の説明を求めます。

事務局            それでは、議案第 44 号、番号 24 について説明したいと思いますが、  
ここで 1 箇所訂正がございます。「〇〇〇〇」の農地についてですが、  
現況が「宅地」となっていますが、固定資産台帳でも現況は「畑」と  
なっており、現場を確認しましたら、みかんの木が植えてありました  
ので、「樹園地」に訂正してください。

農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「352 m<sup>2</sup>」、外 5  
筆、計「12,124 m<sup>2</sup>」、3 条無償移転です。

譲渡人「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。

譲受人「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。

申請事由としては、譲渡人は「高齢のため、息子に農地を贈与した  
い」。譲受人は「父の農地を譲り受け、農業経営に励みたい」であり  
ます。

「〇〇〇〇」の経営面積は 0a となっていますが、父「〇〇〇〇」  
から譲り受ける農地が約「121 a」あることから、下限面積に問題は  
ありません。

本議案につきましては、申請書等に記載された内容が農地法第 3 条  
第 2 項各号の不許可要件の、効率的営農に関する要件、法人に関する  
要件、信託に関する要件、常時従事に関する要件、下限面積に関する  
要件、又貸しに関する要件、周辺の営農に関する要件、それぞれに該  
当していません。農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要  
件の全てを満たしていると考えます。

説明は以上です。

議長            地元委員の説明を求めます。

3 番            「〇〇〇〇」さん、〇〇〇〇。「〇〇〇〇」さん、〇〇〇〇。親子  
であります。親子間の贈与ということで、現在一緒に農業をしており、  
まったく問題ありません。

以上です。

議長            ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ござ  
いせんか。

委員 (意見、質問等なし)

議長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委員 (異議なく承認)

議長 それでは承認することと致します。

議長 続きまして、番号 25、事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、番号 25 について説明します。

農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「527 m<sup>2</sup>」、外 5 筆、計「3,967 m<sup>2</sup>」、3 条無償移転です。

譲渡人「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。

譲受人「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。

申請事由としては、譲渡人は「遠方に在住しており、農業に従事することが困難な状況であるため、譲受人に贈与する」。譲受人は「農地を譲り受け、農業経営に励みたい」であります。

譲受人の経営面積は 361.3a です。

本議案につきましては、申請書等に記載された内容が農地法第 3 条第 2 項各号の不許可要件の、効率的営農に関する要件、法人に関する要件、信託に関する要件、常時従事に関する要件、下限面積に関する要件、又貸しに関する要件、周辺の営農に関する要件、それぞれに該当していません。農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

説明は以上です。

議長 地元委員の説明を求めます。

5 番 それでは報告します。

この土地は、遺産の相続で少しトラブルがあって、20 年前くらいから名義変更がちょっと効かなかったような感じですが、譲渡人の「〇〇〇〇」さんから電話をもらいまして、事情を聴くと、相続問題が解決したということで、「〇〇〇〇」さんがずっと 20 年間作っておられました。もうピカピカの山です。荒れた山をピカピカにせずずっと作っておられたんですが、もう相続問題が無くなって、「〇〇〇〇」さんに譲渡するというので、話がつい

たそうです。農地を今以上に立派にしてくれると思います。  
よろしくをお願いします。

議 長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ござ  
いませんか。

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なく承認)

議 長 それでは承認することと致します。

( ○○○○委員 退席 )

議 長 続きまして、番号 26、事務局の説明を求めます。

事 務 局 それでは、番号 26 について説明します。  
農地の所在「○○○○」、地目現況「樹園地」、面積「190 m<sup>2</sup>」、外  
12 筆、計「17,074 m<sup>2</sup>」、3 条無償移転です。  
譲渡人「○○○○」、「○○○○」。  
譲受人「○○○○」、「○○○○」。  
申請事由としては、譲渡人は「農業後継者である孫に農地を贈与し  
たい」。譲受人は「農地を譲り受け、農業経営に励みたい」でありま  
す。

譲受人の経営面積は 199.7a です。

本議案につきましては、申請書等に記載された内容が農地法第 3 条  
第 2 項各号の不許可要件の、効率的営農に関する要件、法人に関する  
要件、信託に関する要件、常時従事に関する要件、下限面積に関する  
要件、又貸しに関する要件、周辺の営農に関する要件、それぞれに該  
当していません。農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要  
件の全てを満たしていると考えます。

説明は以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

8番 「〇〇〇〇」さん、〇〇〇〇。「〇〇〇〇」さん、〇〇〇〇。祖母と孫です。「〇〇〇〇」さんは現在、「〇〇〇〇」さんと一緒に農業経営をされております。大変熱心にされており、今回、譲り受けられる山についても大変手を入れて立派に作っておられます。今回、おばあちゃんから孫へ名義変更で何ら問題ないと思われま

以上です

議長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委員 (意見、質問等なし)

議長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委員 (異議なく承認)

議長 それでは承認することと致します。

( 〇〇〇〇委員 着席 )

議長 続きまして、番号 27、事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、番号 27 について説明します。  
農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「27 m<sup>2</sup>」、外 13 筆、計「8,567.48 m<sup>2</sup>」、3 条使用貸借の更新です。

譲渡人「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。

譲受人「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。

申請事由としては、譲渡人は「農業者経営移譲年金を継続して受給するため、使用貸借の更新をしたい」。譲受人は「10 年の使用貸借期間が経過するため更新をしたい」であります。

譲受人の経営面積は 216.9a です。

本議案につきましては、申請書等に記載された内容が農地法第 3 条第 2 項各号の不許可要件の、効率的営農に関する要件、法人に関する要件、信託に関する要件、常時従事に関する要件、下限面積に関する要件、又貸しに関する要件、周辺の営農に関する要件、それぞれに該当していません。農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

説明は以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

10番 「〇〇〇〇」さん、「〇〇〇〇」さんは親子でございます。農業者年金の受給のための使用貸借の案件です。親子共々熱心で、元気で毎日山に行って、何ら問題は無いかと思えます。よろしく申し上げます。

議 長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なく承認)

議 長 それでは承認することと致します。

議 長 続きまして、番 28、事務局の説明を求めます。

事 務 局 それでは、番号 28 について説明します。  
農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「1,886 m<sup>2</sup>」、外 31 筆、計「38,626 m<sup>2</sup>」、3 条使用貸借の更新です。  
譲渡人「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。  
譲受人「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。  
申請事由としては、譲渡人は「農業者経営移譲年金を継続して受給するため、使用貸借の更新をしたい」。譲受人は「10 年の使用貸借期間が経過するため更新をしたい」であります。  
譲受人の経営面積は 445.4a です。  
本議案につきましては、申請書等に記載された内容が農地法第 3 条第 2 項各号の不許可要件の、効率的営農に関する要件、法人に関する要件、信託に関する要件、常時従事に関する要件、下限面積に関する要件、又貸しに関する要件、周辺の営農に関する要件、それぞれに該当していません。農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

説明は以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

1 4 番 貸付人の「〇〇〇〇」さん、〇〇〇〇。貸受人の「〇〇〇〇」さん、  
〇〇〇〇、親子です。10年の使用貸借の経過が過ぎるため、更新をし  
たいということで、問題は無いと思います。  
よろしく申し上げます。

議 長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ござ  
いませんか。

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なく承認)

議 長 それでは承認することと致します。

議 長 続きまして、議案第45号「農地法第5条第1項の規定による許可  
申請に対する意見について」を上程致します。  
番号8、事務局の説明を求めます。

事 務 局 それでは議案第45号、番号8について説明します。  
農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「392㎡」、所有  
権移転です。  
譲渡人「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」です。  
譲受人「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」です。  
転用目的「住宅用地」、転用理由、「現在、〇〇〇〇で借家にすんで  
いるが、子供たちも成長し、住宅が狭くなったので、買い物、通勤に  
便利な申請地に住宅を新築したい」とのことです。  
参考資料の1ページと2ページの位置図をご覧ください。  
申請地は〇〇〇〇の近くに位置しており、都市計画用途地域の「第  
一種住居地域」にあります。このことから、申請地の農地区分は、農  
地法の運用通知により「都市計画法に規定する用途地域内農地」に該  
当するため、「第3種農地」となります。



この第3種農地の転用は、同通知により、原則許可をすることができることから、本案件は、転用の確実性や周辺の営農条件への支障等に、特段、問題がなければ、許可できるものと考えます。

参考資料の3ページから7ページに、地番地目図、配置図等を掲載していますのでご確認ください。

以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

14番 譲渡人の「〇〇〇〇」さん、〇〇〇〇後半で、〇〇〇〇をなさって、現在〇〇〇〇です。ここの土地なんですが、貸していたところが帰ってきて、今さら〇〇〇〇をやって農業は出来ないなので、売りたいということで、仲介業者さんの方をお願いしていたところ、「〇〇〇〇」さん、〇〇〇〇、〇〇〇〇の〇〇〇〇さんです。現在、〇〇〇〇で借家に住んでいるとのことで、新しくこの土地を購入し、住宅を建てたいということです。

よろしく申し上げます。

議 長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なく承認)

議 長 それでは承認することと致します。

議 長 続きまして、番号9、事務局の説明を求めます。

事務局 それでは番号9について説明します。

農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「130㎡」、所有権移転です。

譲渡人「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」です。

譲受人「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」です。

転用目的「建設用貸倉庫進入路」、転用理由、「〇〇〇〇の倉庫が手

狭となったため、申請地の隣接地（〇〇〇〇）に〇〇〇〇への貸倉庫を新築したい。申請地は大型車を安全に出し入れできる進入路として整備したい」とのことです。

なお、譲受人は、〇〇〇〇をしております。

参考資料の 8 ページと 9 ページの位置図をご覧ください。

申請地は、〇〇〇〇の北に位置しております。また、〇〇〇〇駅からおおむね 300m 以内に位置していることから、申請地の農地区分は、農地法の運用通知により「市街地の区域内等にある農地」に該当するため、「第 3 種農地」となります。

この第 3 種農地の転用は、同通知により、原則許可をすることができることから、本案件は、転用の確実性や周辺の営農条件への支障等に、特段、問題がなければ、許可できるものと考えます。

参考資料 10 ページから 12 ページまでに、地番地目図、配置図等を掲載していますのでご確認ください。

以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

6 番 この件は、前回承認された案件です。行政書士の方から書類が届きまして、農振除外申請が終了し、登記できたとのことですので、よろしく申し上げます。

議 長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なく承認)

議 長 それでは承認することと致します。

議 長 続きまして、議案第 46 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について」、「所有権移転」を上程致します。番号 46、事務局の説明を求めます。

- 事務局            それでは議案第 46 号について説明します。  
番号 46、農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「1,977 m<sup>2</sup>」、外 3 筆、計「5,672 m<sup>2</sup>」。  
所有権を移転する者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。  
所有権の移転を受ける者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」、経営面積「99.7 a」、売買価格「〇〇〇〇」。  
以上です。
- 議 長            地元委員の説明を求めます。
- 5 番            「〇〇〇〇」さんと「〇〇〇〇」さんは遠い親戚だそうです。「〇〇〇〇」さんのおじいさんがずっとこの土地をあたって作っておられて、今回、お孫さんの「〇〇〇〇」さんが買うということで、この話がまとまったそうです。とても「〇〇〇〇」さん、若いのですが、とてもいい好青年です。がんばってほしいなと思っております。  
よろしくお願い致します。
- 議 長            ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。
- 委 員            (意見、質問等なし)
- 議 長            ないようですので承認することにご異議ございませんか。
- 委 員            (異議なく承認)
- 議 長            それでは承認することと致します。
- 議 長            続きまして、番号 47、事務局の説明を求めます。
- 事務局            番号 47、農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「1,216 m<sup>2</sup>」、外 1 筆、計「1,275 m<sup>2</sup>」。  
所有権を移転する者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。  
所有権の移転を受ける者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」、経営面積「226.7 a」、売買価格「〇〇〇〇」。  
以上です。

- 議 長 地元委員の説明を求めます。
- 8 番 「〇〇〇〇」さん、〇〇〇〇。「〇〇〇〇」さん、〇〇〇〇。「〇〇〇〇」さんは高齢のため、農地を減らしたい。「〇〇〇〇」さんは、これからどんどん農地をまだまだ増やしたい。この園地につきましては、現在、「〇〇〇〇」さんが作られている園地と共同モノレールが通っている園地で、「〇〇〇〇」さんの方から、「〇〇〇〇」さんに、この園地を買ってこないかという話で、「〇〇〇〇」さんが、それじゃ買いましょうという内容で成立した案件です。何ら問題ないと思われますので、よろしくお願いします。
- 議 長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。
- 委 員 (意見、質問等なし)
- 議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。
- 委 員 (異議なく承認)
- 議 長 それでは承認することと致します。
- 議 長 続きまして、番号 48、事務局の説明を求めます。
- 事 務 局 番号 48、農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「1,236 m<sup>2</sup>」、外 1 筆、計「1,283 m<sup>2</sup>」。  
所有権を移転する者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。  
所有権の移転を受ける者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」、経営面積「359 a」、売買価格「〇〇〇〇」。  
以上です。
- 議 長 地元委員の説明を求めます。
- 9 番 売り手の「〇〇〇〇」さん、〇〇〇〇。今も元気でみかんを作っているのですが、経営面積が広いということで、少し減らしたいということで、隣接しています園地の買い手「〇〇〇〇」さん、〇〇〇〇なんです、が、「〇〇〇〇」さんにどうですかということで、じゃ、私が作

りましようかということで、話がまとまりました。何ら問題ないと思われまますので、よろしくお願ひします。

議 長 　　ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 　　(意見、質問等なし)

議 長 　　ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 　　(異議なく承認)

議 長 　　それでは承認することと致します。

議 長 　　続きまして、番号 49 から 50 まで一括して事務局の説明を求めます。

事 務 局 　　それでは番号 49 から 50 まで一括して説明します。  
番号 49、農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「357 m<sup>2</sup>」、外 1 筆、計「941 m<sup>2</sup>」。  
所有権を移転する者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。  
所有権の移転を受ける者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」、経営面積「248.9 a」、売買価格「〇〇〇〇」。  
番号 50、農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「194 m<sup>2</sup>」、外 1 筆、計「384 m<sup>2</sup>」。  
所有権を移転する者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。  
所有権の移転を受ける者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」、経営面積「0 a」、売買価格「〇〇〇〇」。  
「〇〇〇〇」の経営面積は「0 a」となっていますが、祖父「〇〇〇〇」の経営地約「400 a」を共に耕作しているため、下限面積に問題はありません。  
以上です。

議 長 　　地元委員の説明を求めます。

1 2 番 　　「〇〇〇〇」君は〇〇〇〇、「〇〇〇〇」君は〇〇〇〇です。この土地については、今まで「〇〇〇〇」君が作っておったんですが、この際、売買が成立致しました。

そして50番、「〇〇〇〇」さんは〇〇〇〇、「〇〇〇〇」君は〇〇〇〇。「〇〇〇〇」さんは住所が〇〇〇〇となっておりますが、元々〇〇〇〇に住んでいまして、「〇〇〇〇」君の家の隣です。それで、この園地につきましては、「〇〇〇〇」さんは「〇〇〇〇」君の家の前を通りながら耕作していたんですけど、この際、「〇〇〇〇」君に買っていただけたらということで、話がまとまりました。

よろしく申し上げます。

議 長 　　ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 　　(意見、質問等なし)

議 長 　　ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 　　(異議なく承認)

議 長 　　それでは承認することと致します。

議 長 　　続きまして、番号51、事務局の説明を求めます。

事 務 局 　　番号51、農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「1,229 m<sup>2</sup>」、外2筆、計「2,246 m<sup>2</sup>」。

所有権を移転する者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。

所有権の移転を受ける者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」、経営面積「190 a」、売買価格「〇〇〇〇」。

以上です。

議 長 　　地元委員の説明を求めます。

18番 　　番号51を説明させていただきます。

「〇〇〇〇」さん、経営面積が広くて、少しずつ園地を整理したいということでした。「〇〇〇〇」君、買い手なんですけど、今年から〇〇〇〇で、面積はすでに2丁近くあるんですけど、推進委員の方に聞いたんですけど、今回、面積が増えるということで、大丈夫かという話をされたそうなんですけど、「〇〇〇〇」君が今借りている土地では〇〇〇〇ぐらいは苗木の所がありまして、それなりに木が成木にな

れば借りた土地もまた整理したいということですので、無計画で園地を増やしている状況ではないので、大丈夫だと思います。

よろしく申し上げます。

議長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委員 (意見、質問等なし)

議長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委員 (異議なく承認)

議長 それでは承認することと致します。

( ○○○○委員 退席 )

議長 続きまして、番号 52、事務局の説明を求めます。

事務局 番号 52、農地の所在「○○○○」、地目現況「樹園地」、面積「2,239 m<sup>2</sup>」。

所有権を移転する者「○○○○」、「○○○○」。

所有権の移転を受ける者「○○○○」、「○○○○」、経営面積「227.5 a」、売買価格「○○○○」。

以上です。

議長 地元委員の説明を求めます。

推進委員

16番

「○○○○」さん、後継者がおられないということで、規模縮小を希望するものです。「○○○○」さん、今年○○○○で就農して○○○○年目になります。規模拡大を希望するものです。何ら問題はないと思われま。

議長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委員 (意見、質問等なし)

議長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委員 (異議なく承認)

議長 それでは承認することと致します。

( ○○○○委員 着席 )

議長 続きまして、議案第 47 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について」、「利用権設定」を上程致します。  
番号 155 から 157 まで一括して事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、議案第 47 号について説明します。番号 155 から 157 まで一括して説明します。

番号 155、農地の所在「○○○○」、地目現況「樹園地」、面積「724 m<sup>2</sup>」、外 15 筆、計「10,065 m<sup>2</sup>」、新規の使用貸借です。

利用権を設定する者「○○○○」、「○○○○」。

利用権の設定を受ける者「○○○○」、「○○○○」、経営面積「109.5 a」、期間「9 年 9 ヶ月」。

番号 156、農地の所在「○○○○」、地目現況「樹園地」、面積「1,335 m<sup>2</sup>」、新規の賃貸借です。

利用権を設定する者「○○○○」、「○○○○」。

利用権の設定を受ける者「○○○○」、「○○○○」、経営面積「117.4 a」、期間「4 年 9 ヶ月」、賃借料「○○○○」。

番号 157、農地の所在「○○○○」、地目現況「樹園地」、面積「1,309 m<sup>2</sup>」、外 5 筆、計「12,593 m<sup>2</sup>」、新規の使用貸借です。

利用権を設定する者「○○○○」、「○○○○」。

利用権の設定を受ける者「○○○○」、「○○○○」、経営面積「157.3 a」、期間「9 年 9 ヶ月」。

以上です。

議長 地元委員の説明を求めます。

7 番 155 番から 157 番まで一括して説明します。  
一昨年、貸し手のお母さんが亡くなって、このタイミングで農業委



員会を通して手続しようということで、話が決まりました。  
以上です。

議 長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ござ  
いませんか。

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なく承認)

議 長 それでは承認することと致します。

議 長 続きまして、番号 158 から 159 まで一括して事務局の説明を求めま  
す。

事 務 局 番号 158 から 159 まで一括して説明します。  
番号 158、農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「882  
㎡」、新規の賃貸借です。  
利用権を設定する者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。  
利用権の設定を受ける者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」、経営面積「187  
a」、期間「9年10ヵ月」、賃借料「〇〇〇〇」。  
番号 159、農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「492  
㎡」、外 8 筆、計「2,568 ㎡」、新規の賃貸借です。  
利用権を設定する者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。  
利用権の設定を受ける者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」、経営面積「240.2  
a」、期間「2年10ヵ月」、賃借料「〇〇〇〇」。  
以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

1 2 番 158 番と 159 番の説明をしたいと思います。  
158 番「〇〇〇〇」さんなんですけれど、父親が園地を管理してい  
たんですが、引退したいということで、隣接地である「〇〇〇〇」さ  
ん、〇〇〇〇です。まだ元気なので大丈夫だと思います。  
159 番「〇〇〇〇」さんは年齢が〇〇〇〇となって、がんばっては

いたんですけど、園地を減らしたいということで、「〇〇〇〇」君、〇〇〇〇ですけど、まだお父さんも元気ですし、お母さん、奥さんもがんばっていますので、大丈夫だと思います。

よろしくをお願いします。

議 長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なく承認)

議 長 それでは承認することと致します。

議 長 続きまして、番号 160、事務局の説明を求めます。

事 務 局 番号 160、農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「880 m<sup>2</sup>」、外 1 筆、計「1,349 m<sup>2</sup>」、新規の使用貸借です。

利用権を設定する者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。

利用権の設定を受ける者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」、経営面積「0 a」、期間「11 年 6 ヶ月」。

「〇〇〇〇」の経営面積は「0 a」となっていますが、母「〇〇〇〇」の経営地約「41 a」を共に耕作しており、今回借り受ける農地と合わせると約「54 a」となるため、下限面積に問題はありません。

以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

18 番 「〇〇〇〇」さんと「〇〇〇〇」さんは親戚関係になります。「〇〇〇〇」さんは高齢のため、規模を縮小したいということで、順次面積を減らしております。「〇〇〇〇」さんは〇〇〇〇前後で、現在は、〇〇〇〇なんかもしております、とても元気で仕事もしておりますので、10 年以上大丈夫じゃないかということで話がまとまりました。  
よろしくをお願いします。

- 議 長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。
- 委 員 (意見、質問等なし)
- 議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。
- 委 員 (異議なく承認)
- 議 長 それでは承認することと致します。
- 議 長 続きまして、番号 161 は再設定の案件となっています。事務局の説明を求めます。
- 事 務 局 番号 161、農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「1,133 m<sup>2</sup>」。  
利用権を設定する者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。  
利用権の設定を受ける者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」、経営面積「86.7 a」、期間「令和 4 年 3 月 31 日まで」、賃借料「〇〇〇〇」。  
以上です。
- 議 長 再設定のため地元委員の説明を省略します。
- 議 長 ご意見、ご質問ございませんか。
- 委 員 (意見、質問等なし)
- 議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。
- 委 員 (異議なく承認)
- 議 長 それでは承認することと致します。
- 議 長 続きまして、議案第 48 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について」、「一括方式」を上程致します。  
番号 14 から 16 まで一括して事務局の説明を求めます。

事務局

それでは議案第 48 号について説明します。こちらは農地中間管理機構を通した貸借となっています。

番号 14 から 16 まで、一括して説明します。

番号 14、農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「1,138 m<sup>2</sup>」、外 1 筆、計「1,189 m<sup>2</sup>」、新規の賃貸借です。

利用権を設定する者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。

利用権の設定を受ける者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」、経営面積「150 a」、期間「4 年 6 ヶ月」、賃借料「〇〇〇〇」。

番号 15、農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「1,396 m<sup>2</sup>」、新規の賃貸借です。

利用権を設定する者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。

利用権の設定を受ける者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」、経営面積「85.3 a」、期間「4 年 6 ヶ月」、賃借料「〇〇〇〇」。

番号 16、農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「626 m<sup>2</sup>」、外 1 筆、計「693 m<sup>2</sup>」、新規の賃貸借です。

利用権を設定する者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。

利用権の設定を受ける者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」、経営面積「304.7 a」、期間「2 年 6 ヶ月」、賃借料「〇〇〇〇」。

以上です。

議長

地元委員の説明を求めます。

10 番

番号 14、15、16 は中間管理機構を通した案件です。

14 番、「〇〇〇〇」さん、〇〇〇〇。事情がありまして、農家を辞めることになりました。「〇〇〇〇」さん、〇〇〇〇。彼は〇〇〇〇年くらい前に I ターンで〇〇〇〇から来られた方で、すごくがんばっておられて、〇〇〇〇、結婚もされております。

15 番の「〇〇〇〇」さんですけど、「〇〇〇〇」君の畑と隣り同士ということで、「〇〇〇〇」さん、〇〇〇〇でちょっと馬力も弱ってきたんですけど、隣同士でこれくらいの面積ならまだ作ろうかなということで、話がまとまっております。

16 番の「〇〇〇〇」さん、〇〇〇〇ですけど、昨年〇〇〇〇の息子さんが帰ってこられて、今ちょっとずつですけど畑を増やしております。ちょうどこの畑も隣同士になる畑です。

よろしく申し上げます。

議長

ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ござ

いませんか。

委員 (意見、質問等なし)

議長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委員 (異議なく承認)

議長 それでは承認することと致します。

議長 続きまして、報告第 6 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による届出等について」  
事務局の説明を求めます。

事務局 それでは報告第 6 号について説明します。  
番号 18、農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「357 m<sup>2</sup>」、外 1 筆、計「941 m<sup>2</sup>」。  
賃貸人「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。  
賃借人「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。  
解約の理由「売買契約を締結するため」であります。  
以上です。

議長 報告事項でありますので、以上で終わります。

議長 追加議案がありますが、議案第 49 号につきましても、〇〇〇〇委員に関する案件ですので、同委員は議事に参与できません。審議終了まで退席をお願いします。

( 〇〇〇〇委員 退席 )

議長 それでは、議案第 49 号「農業振興地域整備計画に係る変更申請に対する意見について」を上程致します。  
番号 3、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 49 号、番号 3 について説明します。  
今回、当委員会に意見を求められている整備計画の変更は、土地の用途区分の変更であります。

申請者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。

農地の所在「〇〇〇〇」、地目「畑」、面積「186 m<sup>2</sup>のうち 116.76 m<sup>2</sup>」です。

農用地区域の除外申出に至る理由は、次男が就農し、以前より収穫量も増え、現在の倉庫では手狭になったため、既存倉庫を増築し、農業経営の効率化を図りたいとのことでもあります。

参考資料の1ページから3ページ、位置図、14条地図をご覧ください。

申出地は、主要地方道〇〇〇〇を〇〇〇〇から〇〇〇〇に向かった先の〇〇〇〇の入口から北西約370メートル先の市道（〇〇〇〇）沿いに位置しています。4ページと5ページに、土地利用計画図等を掲載していますので、ご確認ください。

以上です。

議長 地元委員の説明を求めます。

推進委員  
6番

「〇〇〇〇」さんは、夫婦共に〇〇〇〇・〇〇〇〇地区のリーダー的存在です。年齢は〇〇〇〇です。今ある倉庫は2階建てで、1階が駐車場になっていて、2階部分だけでは手狭な状態です。そのため、今回、増築を計画されました。農業委員会の方でちょっと倉庫がかかったようなんですが、改めていろいろ指導お願いしますとのことです。

よろしく申し上げます。

議長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委員 (意見、質問等なし)

議長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委員 (異議なく承認)

議長 それでは承認することと致します。

( 〇〇〇〇委員 着席 )

議 長 続きまして協議、連絡事項に移りたいと思います。

(協議事項について説明及び審議)

議 長 それでは以上をもちまして農業委員会総会を終了します。

6. 閉会 14時40分

以上会議の顛末を記録してその相違ないことを証するためにここに署名する。

令和3年7月6日

会 長 大 本 定 一

議事録署名人 堀 川 貴 正

議事録署名人 菊 池 繁 生